岡崎市成年後見制度利用促進協議会公募委員募集要項

1　目的

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第２項の規定により設置する岡崎市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）に市民の意見を反映させるため、委員を公募します。

2　活動内容

⑴　協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

ア　成年後見制度の利用促進に関すること。

イ　司法、医療、福祉等の分野における地域連携による権利擁護支援に関すること。

ウ　市長が必要と認める事項

⑵　年間３回程度の会議の開催を予定しています。

3　任期

３年（令和９年４月１日～令和12年３月31日）

4　報酬

岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第42号）に基づき、報酬（現行１回8,300円、所得税引き前）を会議の出席に際し支払います。

5　公募する委員の数

２人

6　応募期間

令和８年12月１日（火）から令和９年１月22日（金）午後４時まで（郵送の場合も応募期間最終日必着とします。）

7　応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすかた

⑴　市内在住のかた（令和９年４月１日現在、住民基本台帳に登録されていて、引き続き登録されているかた）

⑵　岡崎市の附属機関等の委員を３以上兼ねることにならないかた

8　応募方法

「履歴書」を記入し、「小論文」を添えて、ふくし相談課へ直接又は郵送により提出してください。（「履歴書」及び「小論文」については、返却しません。）

9　小論文

⑴　テーマ「私の考える地域の権利擁護支援」

⑵　800字程度で御自身の考えをまとめてください。

⑶　用紙の大きさはＡ４サイズとし、縦書き、横書きは問いません。

⑷　パソコンによる作成も可とします。

⑸　手書きの場合は、インク又はボールペンを使用してください。

10　選考方法等

⑴　第１次選考として、「小論文」の審査により応募者から４人以内を選考します。

⑵　必要に応じて、第２次選考として、「小論文」の審査により選考されたかたについて、面接を実施します。これにより第１次選考通過者から１人の委員を選考します。

⑶　審査項目は①協議会への参加意欲②人権擁護に関する基本的知識③問題意識④論点整理⑤目標設定の明確性及び妥当性とし、第１次選考は①から⑤まで、第２次選考は①から④までの項目により審査します。

⑷　選考結果は、応募者全員に文書により通知します。

11　第２次選考（面接審査）実施日時

未定（１人あたり10分程度）

時間・場所等の詳細については、第１次選考結果通知で案内します。

12　お問い合わせ・提出先

〒444-8601　岡崎市十王町二丁目９番地

岡崎市役所　ふくし相談課地域支えあい係（福祉会館１階18番窓口）

電話（0564）23-6986

12　その他

応募者につきましては、氏名、住所、性別、生年月日を住民基本台帳により確認させていただきます。